

## 滋賀県ソフトテニス連盟 役員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、滋賀県ソフトテニス連盟規約第9条および第10条に定める役員を選出方法に関し必要な事項を定める。

### (選考委員会)

第2条 選考委員会は、総会に諮る役員を推挙し、役員案を総会に報告する。

2 選考委員会は、次の代表者14名で構成し、内1名が委員長を兼ねる。

- ・大津支部           ・高島支部           ・草津支部           ・守山支部           ・甲賀支部
- ・近江八幡支部    ・東近江支部       ・長浜支部           ・伊香支部
- ・高体連           ・中体連           ・小学生連盟       ・レディース連盟    ・総務部長

3 選考委員会は、次の役員を推挙する。

- ・名誉会長 1名    ・名誉顧問 1名    ・顧問 若干名    ・参与 若干名
- ・会長 1名        ・副会長 若干名    ・理事長 1名     ・副理事長 若干名
- ・監事 2名

4 選考委員会は、役員改選の前年度総会開催時まで、総務部長が招集する。

### (役員選出方法)

第3条 役員 の定年年齢は、原則として選出時点において満70歳に達している者とする。但し名誉会長、顧問、参与、会長、副会長、監事はこの限りではない。

2 総会は、原則として選考委員会の決定を尊重するものとする。

3 常務理事は次のとおりとし、各団体及び組織より推挙する。

- ・レディース連盟、高体連、中体連、小学生連盟の代表各1名
- ・各支部代表1名
- ・各専門部正副部長
- ・総務部会計（1名）
- ・会長が必要と認めた者（若干名）

4 理事は次のとおりとし、各団体及び組織より推挙する。

- ・レディース連盟、高体連、中体連、小学生連盟からの推薦者各1名
- ・各支部推薦者1名
- ・各専門部委員（若干名）
- ・会長が必要と認めた者（若干名）

5 幹事は、理事長が推薦する。（若干名）

6 上記3～5項の、推薦による常務理事並びに理事及び会長指名による理事は、選考委員会までに決定し、各責任者より総務部長に報告する。

7 名誉会長、顧問、参与においては、選考委員会までに本人の意向を確認する。

### (改正)

第4条 この規程の改正は、役員会の決議を経て改正することができる。

附則 この規定は、令和5年2月26日 より施行する  
この規定は、令和8年3月14日 一部改正